## 【答申の概要】(諮問第227号) 大井川利水関係協議会(令和元年5月31日開催)の議事録の部分開 示決定に対する審査請求

/H- 友	大井川利水関係協議会(令和元年5月31日開催)の議事録の部分開示決定に対する審
件名	查請求
本件対象公文書	大井川利水関係協議会(令和元年5月31日開催)の議事録
非開示理由	条例第7条第5号該当
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	令和2年12月8日
主 な 論 点	本件対象公文書の一部が、条例第7条第5号に規定する非開示情報に該当するとして
	行った部分開示決定処分の妥当性

## 審査会の結論

静岡県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

## 審査会の判断

1 本件開示請求について

本件開示請求は、令和元年5月31日に開催された大井川利水関係協議会の議事録の開示を求めるものであり、実施機関は、その一部が条例第7条第5号に該当するとして、部分開示決定を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象公文書の非開示部分のうち、下記の副知事の発言部分(以下、それでれ「本件非開示部分1」及び「本件非開示部分2」という。)について開示を求めている。

本件対象公文書10ページ 2行目から8行目まで	本件非開示部分1
本件対象公文書 20ページ 8 行目から 19 行目まで	本件非開示部分 2

- 2 本件対象公文書について
  - ア 本件対象公文書は、本件会議の議事録であり、本件会議における発言者名が明記され、発言内容が 逐語で記載されている。
  - イ 実施機関の説明によれば、本件会議の議事録は、どのような意見交換が行われ、県対策本部にどのような報告を行うのかということを事務局が確認するために作成したものであり、出席者による確定作業などは行われていない、とのことである。
  - ウ 本件対象公文書は、以下の構成で作成されており、本件非開示部分1は、副知事が「中間意見書」 素案に係る説明を行っている中での発言の一部(②)であり、本件非開示部分2は、議題に係る意見 交換において他の参加者からの発言を受けて副知事が回答している中での発言の一部(⑤)である。

項目	頁	内容
① 開会あいさつ	1~2	報道機関に公開(頭撮り)
② 「中間意見書」素案に係 る説明	2~10	県対策本部長である副知事による「中間意見書」素案 の説明
③ 「中間意見書」素案に関 する意見交換	11~12	会議参加者による意見交換及び質疑応答
④ 準備工事の取扱いに係 る説明	12~17	県対策本部長である副知事による準備工事の取扱いに 関する説明

	項目	頁	内容
	⑤ 「中間意見書」(素案) 及び準備工事の取扱いに関 する意見交換	17~21	会議参加者による意見交換及び質疑応答
•	⑥ その他(視察日程等の説明)	17~23	事務局による工事現場の視察日程の説明
	⑦ 閉会あいさつ	23	-

## 3 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、上記4のとおり、本件非開示部分1及び本件非開示部分2について、条例第7条第5号に該当するとして非開示とした旨主張しているので、以下、検討する。

- ア 本件非開示部分1及び本件非開示部分2は、県と流域8市2町及び関係利水者を構成員とする協議会が、県対策本部に対し、意見や要望を伝えるために行った本件会議の議事録の一部であるから、条例第7条第5号に規定する「県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。
- イ 協議会の設立趣旨と会議の目的を踏まえ、出席者による自由かつ率直な意見交換が行われるよう、 本件会議は非公開で開催され、本件会議の議事録についても公開されていない。
- ウ 当審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件非開示部分1には、副知事が「中間意見書」素案の一部の表現について、そのような表現とした理由を、今後、県対策本部がJR東海と協議等を行う際に、JR東海に対して考慮を求める事項を踏まえて説明するくだりが記載されていた。

また、本件非開示部分2には、「中間意見書」素案と直接関係はないが、今後、県対策本部がJR東海と地域活性化に係る事項について協議等を行う際の考え方を説明するくだりが記載されていた。

- エ 本件会議は非公開で行われたことから、出席者は、自らの発言は公にされないことを前提とした上で出席し、発言しているものと考えられるが、本件会議の目的からすれば、これは正当な期待であると認められる。
- オ 非公開で行われた本件会議の議事録について、会議の進行部分や会議後に公開された「中間意見書」や準備工事の取扱いに係る内容を伝える部分は別にして、出席者の発言内容が明らかにされるとなれば、出席者は自らの発言が外部に及ぼす影響や他者からの働きかけ等を懸念し、発言を躊躇したり、積極的な意見表明を差し控えるようになるなど、当該会議における自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、協議会の会議自体が形骸化するおそれがある。
- カ とりわけ、本件非開示部分1及び本件非開示部分2には、本件会議後に公開された「中間意見書」 や準備工事の取扱いに係る内容ではなく、将来的に行われるであろう JR 東海との協議に関する内容 等が記載されており、当該部分を開示することになれば、その萎縮効果は大きいといえる。
- キ したがって、本件非開示部分1及び本件非開示部分2については、いずれも条例第7条第5号に規 定する非開示情報に該当するものと認められる。
- 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、国の専門家による会議のあり方をめぐり、全てを公開すべきとした知事の発言から、 県におけるリニア問題に関する資料を全て公開することが県のルールであり、ルールに基づいて全てを 開示すべきなどと主張する。

しかし、当審査会における本件処分の妥当性の判断は、条例に基づいて行われるものであるから、審

査請求人のかかる主張には理由がない。					
5 結論					
以上のことから、本件非開示部分1及び本件非開示部分2に記載された情報は、条	:例第7条第5号に				
該当し、非開示とすることが妥当である。					